

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1

Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	TRANSLATION OF JAPANESE NATIONAL UNIVERSITY CORPORATION LAW PROVIDING, IN PART, THE SUCCESSION OF RIGHTS AND OBLIGATIONS CURRENTLY ATTRIBUTABLE TO THE NATIONAL GOVERNMENT TO THE UNIVERSITY OF TOKYO
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
JAPAN AS REPRESENTED BY THE PRESIDENT OF THE UNIVERSITY OF TOKYO	04/01/2004
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	THE UNIVERSITY OF TOKYO
Street Address:	3-1, Hongo 7-chome, Bunkyo-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	113-8654
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	7371835
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(415)576-0300
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	415 576 0200
Email:	ack@townsend.com
Correspondent Name:	TOWNSEND AND TOWNSEND AND CREW, LLP
Address Line 1:	Two Embarcadero Center, 8th Floor
Address Line 4:	San Francisco, CALIFORNIA 94111-3834
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	082363-000000US/ACK
NAME OF SUBMITTER:	Annie Kundel
Total Attachments: 40 source=Nat'l University of Corporation Law#page1.tif source=Nat'l University of Corporation Law#page2.tif	

CH 7371835 \$40.00

PATENT

REEL: 021838 FRAME: 0795

500706647

source=Nat'l University of Corporation Law#page3.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page4.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page5.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page6.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page7.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page8.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page9.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page10.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page11.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page12.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page13.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page14.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page15.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page16.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page17.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page18.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page19.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page20.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page21.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page22.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page23.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page24.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page25.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page26.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page27.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page28.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page29.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page30.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page31.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page32.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page33.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page34.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page35.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page36.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page37.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page38.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page39.tif
source=Nat'l University of Corporation Law#page40.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Michio Ogawa

of Ark Mori Bldg., 13F, No. 12-32 Akasaka 1-chome, Minato-ku, Tokyo, JAPAN
107-6013

declare as follows:

1. That I am well acquainted with both the English and Japanese languages, and
2. That the attached document is a true and correct translation made by me to the best of my knowledge.

January 4, 2005
(Date)

Michio Ogawa

(Signature of Translator)
Michio Ogawa

National University Corporation Law (Law No. 112, 2003)

[p.28]

Article 1. Purpose

The purpose of this Law shall be to set forth the provisions controlling the organization and operation of a national university corporation that establishes a national university to provide for education and study as well as the organization and operation of an inter-university research institute corporation that establishes an inter-university research institute available commonly for universities, in order to respond to nation's demand for the education and study at universities and to promote the improvement and balanced development of the standard of higher education and academic studies in Japan.

Article 2. Definition

- 2.1 "National University Corporation" in this Law means the corporation established in accordance with the provisions of this Law for the purpose of establishing a national university.
- 2.2 "National University" in this Law means the university (universities) specified in Section 2 of Exhibit hereof.
- 2.3 "Inter-university Research Institute Corporation" in this Law means the corporation established in accordance

with the provisions of this Law for the purpose of establishing a inter-university research institute.

- 2.4 "Inter-university Research Institute" in this Law means the inter-university research institute available for common use established for contributing to development of academic studies at universities in the research fields specified in Section 2 of Exhibit hereof.
- 2.5 "Medium-term Objectives" in this Law means the objectives concerning the service and operation to be achieved by the National University Corporation and Inter-university Research Institute (hereinafter collectively referred to as the "National University Corporations"), as designated by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology in accordance with the provisions of Article 30.1 hereof.
- 2.6 "Medium-term Plan" in this Law means the plan for achieving the Medium-term Objectives, as made by the National University Corporations in accordance with the provisions of Article 31.1 hereof.
- 2.7 "Annual Plan" in this Law means the plan made by the National University Corporations depending upon the Medium-term Plan in accordance with the provisions of Article 31.1 of the Public Corporation General Rule Law (specifically meaning the Public Corporation General Rule

Law (Law No. 103 of 1999) applicable *mutatis mutandis* in Article 35 hereof).

2.8 "Statutes of School" in this Law means the statutes of the National University Corporation which set forth the course term, curriculum, education study organization and any other matter required for students to follow and complete their studies.

Article 3. Consideration for Special Nature of Education and Study

The national government shall at any time upon operation of this Law consider the special nature of the education and study conducted at National University and Inter-university Research Institute.

Article 4. Appellation and Others of National University Corporation

4.1 The appellation and the principal office place of each National University Corporation shall be as set forth in Section 1 and 3 of Exhibit 1, respectively.

4.2 The National University Corporation as specified in Section 1 of Exhibit 1 shall establish the National University as described in Section 2 of Exhibit 1, respectively.

Article 5. Appellation and Others of Inter-university Research
Institute Corporation

5.1 The appellation and the principal office place of each
Inter-university Research Institute Corporation shall
be as set forth in Section 1 and 3 of Exhibit 2,
respectively.

5.2 The Inter-university Research Institute Corporation as
specified in Section 1 of Exhibit 2 shall establish the
Inter-university Research Institute in the fields set
forth in Section 2 of Exhibit 2 in accordance with the
provisions of the Ministerial Ordinance of the Ministry
of Education, Culture, Sports, Science and Technology,
respectively.

Article 6. Judicial Personality

The National University Corporations shall have the
judicial personality.

Chapter 3 Operations

Article 22. Scope of Operations

22.1 The National University Corporation shall be engaged in the following operations:

- (i) Establishing and operating a National University;
- (ii) Providing consultation and support for the students in completing their study, selecting the prospective course, maintaining physical and mental health and others;
- (iii) Conducting operation of a study entrusted by or collaborating with a third party other than the National University Corporation or otherwise performing education and study activities in collaboration with a third party other than the National University Corporation;
- (iv) Establishing and providing extension courses or otherwise providing opportunities for study to non-students;
- (v) Making the results of the studies made by the National University available to public and promoting the effective use of such results;

- (vi) Providing funds to those who conduct the business of promoting the use of the results of technological study made by the National University, which business shall be designated by a government ordinance;
- (vii) Conducting any operation required for or incidental to the operations set forth in Subparagraph (i) through (vi) above.
- 22.2 The National University Corporation shall be required to be approved by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology upon conducting the operation set forth in Subparagraph (vi).
- 22.3 The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology shall consult and submit to the evaluation committee prior to the issuance of an approval set forth in Paragraph 2 above.
- 22.4 Matters required in relation to the tuition fee and other fees for the National University and other school established as an affiliated institution of the National University in accordance with the provisions of Article 23 hereof shall be determined by the Ministerial Order of the Ministry of Education Culture, Sports, Science and Technology.

Chapter 3 Operations

Article 29. Scope of Operations

29.1 The Inter-university Research Institute Corporation shall be engaged in the following operations:

- (i) Establishing and operating an Inter-university Research Institute;
- (ii) Making the facilities and equipment of the Inter-university Research Institute available to university faculties and stuffs engaged in the same research as those conducted by the Inter-university Research Institute;
- (iii) Cooperating at the request of a university in the education at the graduate school or otherwise the education at the university;
- (iv) Making the results of the studies made by the Inter-university Research Institute (including, but not limited to the results of the research in relation to the use of the facility and equipment of an Inter-university Research Institute in accordance with Subparagraph 2 above; hereinafter the same) available to public and promoting the effective use of such results;

- (v) Providing funds to those who conduct the business of promoting the use of the results of technological study made by the Inter-university Research Institute, which business shall be designated by a government ordinance;
- (vi) Conducting any operation required for or incidental to the operations set forth in Subparagraph (i) through (v) above.

29.2 The Inter-university Research Institute Corporation shall be required to be approved by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology upon conducting the operation set forth in Subparagraph (v).

29.3 The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology shall consult and submit to the evaluation committee prior to the issuance of an approval set forth in Paragraph 2 above.

(Supplementary Provisions)

Article 9. Succession of Rights and Obligations

9.1 Upon establishment of the National University Corporations, the rights and obligations currently attributable to the national government (including, but not limited to, any obligation related to the money designated to be transferred from the National School Special Account (referred to as the "Former Special Account" in Paragraph 1, Article 11 of this Supplementary Provisions) based upon the National School Special Account Law (Law No. 55 of 1964; referred to as the "Former Special Account Law" in this Paragraph and in the following Article 10) prior to the abolishment thereof by the provisions of Article 2 of the [Law for Abolishment and Amendment of Relevant Laws Incidental to Implementation of the National University Corporation Law and other Laws] to the account for social capital improvement of the special account for industrial investment in accordance with the provisions of Paragraph 21 of the Supplementary Provisions of the Former Special Account Law) which relate to the operations set forth in Paragraph 1 of Article 22 or Paragraph 1 of Article 29 of this Law shall be

succeeded by the applicable National University Corporations in accordance with the provisions of a government ordinance unless otherwise stipulated in any government ordinance.

- 9.2 Upon succession of the rights and obligations attributable to the national government by each National University Corporations pursuant to Paragraph 1 above, the sum equivalent to the calculation of the total sum of the values of properties in relation to the succeeded rights which are designated by an government ordinance minus the value of debts in relation to the succeeded obligations which are designated by an government ordinance (in case of a National University Corporation, the debt owed by the National University Corporation against the Center for National University Finance and Management (hereinafter referred to as the "Center") in accordance with Paragraph 1, Article 12 of this Supplementary Provisions shall be added to such value) shall be deemed as invested by the national government to such National University Corporations in accordance with the provisions of a government ordinance.
- 9.3 Upon assignment or transfer of the whole or part of any land, among the properties set forth in Paragraph 2 above, by the National University Corporations, the proceeds of such assignment shall be deemed invested to the extent

of such proceeds with the conditions of providing certain sum equivalent to the amount calculated pursuant to the standard designated by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology to the Center.

- 9.4 The Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology shall consult with the Minister of Finance upon setting forth a standard in accordance with the provisions of Paragraph 3 above.
- 9.5 The value of the properties described in Paragraph 2 above shall be the sum evaluated by the evaluation committee member, designating the market value as of the date of establishment of the applicable National University Corporations as its standard.
- 9.6 Matters in relation to the evaluation committee member and any other matter necessary in relation to the evaluation shall be as set forth in a government ordinance.

Article 15. Transitional Measure concerning Universities and Others Stipulated in Former Law for Establishing National Schools

- 15.1 The universities specified in the upper part of Exhibit 1 of the Supplementary Provisions shall, upon establishment of the National University Corporation, become the national universities described in Section 2 of Exhibit 1 established by the National University Corporation listed in the below part of Exhibit 1 of the Supplementary Provisions, respectively, in accordance with the provisions of Paragraph 2, Article 4.
- 15.2 Kurihama National School for Handicapped Children set forth in the Former Law for Establishing National Schools shall, upon establishment of Tsukuba University, a National University Corporation, become the school for handicapped children established in association with Tsukuba University by Tsukuba University as a National University Corporation in accordance with the provisions of Paragraph 2, Article 4.

Exhibit 1

The University of Tokyo as specified in the Table contained in Paragraph 1, Article 3 of the Former Law for Establishing National Schools	The University of Tokyo (National University Corporation)
---	--

Law for Abolishment and Amendment of Relevant Laws Incidental
to Implementation of the National University Corporation Law
and other Laws (Law No. 117, 2003)

[p.49]

Article 1. Purpose

This Law shall implement abolishment and amendment of relevant laws incidental to the implementation of the National University Corporation Law (Law No. 112 of 2003), Independent Administrative Agency National Technical College Organization Law (Law No. 113 of 2003), Law concerning Independent Administrative Agency Organization for University Evaluation and Academic Degree (Law No. 114 of 2003), Law concerning Independent Administrative Agency Center for National University Finance and Management (Law No. 115 of 2003) and Law concerning Independent Administrative Agency National Institute of Multimedia Education (Law No. 116 of 2003).

Article 2. Abolishment of the Law for Establishing National Schools and other Laws

The following laws shall be abolished:

- (i) Law for Establishing National Schools (Law No. 150 of 1949)
- (ii) National School Special Account Law (Law No. 55 of 1964)



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○裁判の迅速化に関する法律(一〇七)	六
○民事訴訟法等の一部を改正する法律(一〇八)	二
○人事訴訟法(一〇九)	五
○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(一一〇)	三
○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(一一一)	七
○国立大学法人法(一一二)	四
○独立行政法人国立高等専門学校機構法(一一三)	四
○独立行政法人大学評価・学位授与機構法(一一四)	三
○独立行政法人国立大学財務・経営センター法(一一五)	四
○独立行政法人メディア教育開発センター法(一一六)	四
○国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一一七)	六
○地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一一八)	六
○地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(一一九)	六

○次世代育成支援対策推進法(一一〇)
○児童福祉法の一部を改正する法律(一一一)

(省 令)

○法務省組織規則の一部を改正する省令(法務五五)
○次世代育成支援対策推進センターに関する省令(厚生労働一一二)

本号で公布された
法令のあらまし

◇裁判の迅速化に関する法律(法律第一〇七号)
(司法制度改革推進本部)

1 目的

裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 裁判の迅速化

(一) 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとした。(第二条第一項関係)

(二) 裁判の迅速化に係る制度及び体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士等の体制の整備等により行われるものとした。(第二条第二項関係)

(三) 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならないこととした。(第二条第三項関係)

3 国の責務等

(一) 国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第三条関係)

(二) 政府は、(一)の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第四条関係)

(三) 日本弁護士連合会は、弁護士会の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、弁護士会の体制の整備に努めるものとした。(第五条関係)

(四) 受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努めるものとした。(第六条関係)

(四) 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者(当事者等)は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならないこととした。(第七条第一項関係)

(五) 国の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならないこととした。(第七条第二項関係)

4 最高裁判所による検証

(一) 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとした。(第八条第一項関係)

(二) 検証の結果については、国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならないこととした。(第八条第二項関係)

5 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律(法律第一〇八号)(法務省)

1 民事訴訟法の一部改正

知的財産権関係訴訟の管轄等
特許権等に関する訴えについて、第一審の管轄を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化することとする。これらに裁量権を有するものとして、五人の裁判官による合議体で審理及び裁判をすることができるとする。また、知的財産権関係訴訟の管轄等に関する規定を設けることとした。(第六条、第二〇条の二、第二六九条の二、第三二〇条の二関係)

2 専門委員会制度

裁判所は、専門的な知見が問題となる訴訟において、専門家に専門委員として訴訟手続への関与を求め、必要な説明を聴くことができることとする専門委員会制度を設けることとした。(第九二条の二、第九二条の七関係)

を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十四条第三項に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項」に改める。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律の一部改正）

第七條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。
附則第十六条を削る。
（法務省設置法の一部改正）

第八條 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第四條第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く）。
第二十四條第一項中「犯罪者予防更生法第十八条各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号」を加える。
（厚生労働省設置法の一部改正）

第九條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項第四号中「昭和二十五年法律第百二十二号」の下に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）」を加える。
法務大臣 森山 眞弓
厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百十一号

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

（定義）
第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）
第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができ、
一 二十歳以上であること。
二 現に婚姻をしていないこと。
三 現に子がないこと。
四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い）
第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。
2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

（請求の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならぬ。）
2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならぬ。

（家事審判法の適用）

第五条 性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（検討）
2 性別の取扱いの変更の審判の請求をすることのできる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例に関する措置）
3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）附則第十二条第一項第四号及び他の法令の規定で同号を引用するものには、
国立大学法人法をここに公布する。

御名 御璽
平成十五年七月十六日

法律第百十二号
国立大学法人法
目次
第一章 総則
第一節 通則（第一条―第八条）
第二節 国立大学法人評価委員会（第九条）
第二章 組織及び業務
第一節 国立大学法人
第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）
第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）
第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）
第二節 大学共同利用機関法人
第一款 役員及び職員（第二十四条―第二十六条）
第二款 経営協議会等（第二十七条・第二十八条）
第三款 業務等（第二十九条）

内閣総理大臣 小泉純一郎

規定する女子には、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で当該性別の取扱いの変更の審判前において女子であつたものを含むものとし、性別の取扱いの変更の審判を受けた者で第四条第一項の規定により女子に変わったものとみなされるものを含むものとする。
（戸籍法の一部改正）
4 戸籍法（昭和二十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
第二十条の二の次に次の一号を加える。
第二十号の四 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判があつた場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在つた者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製する。

法務大臣 森山 眞弓
内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 第二章 中期目標等(第三十条・第三十一条)
第四章 財務及び会計(第三十二條―第三十四條)
第五章 雑則(第三十五條―第三十七條)
第六章 罰則(第三十八條―第四十一條)
附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、国立大学を設置して教育研究を行う国立大学法人の組織及び運営並びに大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供する大学共同利用機関法人の組織及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「国立大学」とは、別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究分野をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)が達成すべき業務運営に関する目標であつて、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であつて、第二十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法(第二十五条)において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十一号)をいう。以下同じ。第二十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

8 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学に必要な事項を定めたものをいう。

(教育研究の特性への配慮)

第三条 国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(国立大学法人の名称等)

第四条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

(大学共同利用機関法人の名称等)

第五条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第二の第一欄及び第三欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人は、それぞれ同表の第二欄に掲げる研究分野について、文部科学省令で定めるところにより、大学共同利用機関を設置するものとする。

(法人格)

第六条 国立大学法人等は、法人とする。

(資本金)

第七条 各国立大学法人等の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立大学法人等に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第六項において「土地等」という。)を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5 国立大学法人等は、第二項又は第三項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限)

第八条 国立大学法人又は大学共同利用機関法人でない者は、その名称中に、それぞれ国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いてはならない。

第二節 国立大学法人評価委員会

第九条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属せられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 学長は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定しようとするときは、学長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見(国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べた意見をいう。以下同じ。)及び年度計画に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要事項

- 3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、国立大学法人の業務を監督する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
- (役員・任期)
- 第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
- 2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。
- 一 第一号第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
- 二 第二十一項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の二分の一を超えてはならない。
- 4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に關し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。
- 7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動に適切かつ効果的に運営することができ、能力を有する者のうちから行わなければならない。
- 8 監事は、文部科学大臣が任命する。
- 第十三条 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。
- 2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- 第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- (役員・任期)
- 第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、国立大学法人の規則で定める。
- 2 理事の任期は、六年を超えない範囲内、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でなかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。
- (役員・欠格事項)
- 第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。
- (役員・解任)
- 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることとできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

- 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。
- 5 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。
- (役員及び職員・秘密保持義務)
- 第十八条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (役員及び職員・地位)
- 第十九条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第二款 経営協議会等
- 第二十條 国立大学法人に、国立大学法人の経営に關する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
- 2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
- 一 学長
- 二 学長が指名する理事及び職員
- 三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に關し広くかつ高い識見を有するものの中から、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの
- 3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
- 4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
- 一 中期目標についての意見に關する事項のうち、国立大学法人の経営に關するもの
- 二 中期計画及び年度計画に關する事項のうち、国立大学法人の経営に關するもの
- 三 学則（国立大学法人の経営に關する部分に限る）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に關する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に關する事項
- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に關する事項
- 六 その他国立大学法人の経営に關する重要事項
- 5 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 6 議長は、経営協議会を主宰する。
- (教育研究評議会)
- 第二十一條 国立大学法人に、国立大学の教育研究に關する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
- 2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
- 一 学長
- 二 学長が指名する理事
- 三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者
- 四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）
二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
三 学則（国立大学法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
四 教員人事に関する事項
五 教育課程の編成に関する方針に係る事項
六 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
七 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
八 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
九 その他国立大学の教育研究に関する重要事項

4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
5 議長は、教育研究評議会を主宰する。
（業務の範囲等）
第三十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。
一 国立大学を設置し、これを運営すること。
二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。
七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行うときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
4 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。
第二十三條 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。
第二節 大学共同利用機関法人
第一款 役員及び職員
（役員）
第二十四條 各大学共同利用機関法人に、役員として、その長である機構長及び監事二人を置く。
2 各大学共同利用機関法人に、役員として、それぞれ別表第二の第四欄に定める員数以内の理事を置く。
（役員の職務及び権限）
第二十五條 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。
2 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならぬ。
一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項
二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
五 その他役員会が定める重要事項
3 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して大学共同利用機関法人の業務を掌理し、機構長に事故があるときはその職務を代理し、機構長が欠員のときはその職務を行う。
4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。
（国立大学法人の役員及び職員に関する規定の準用）
第二十六條 第十二条から第十九条までの規定は、大学共同利用機関法人の役員及び職員について準用する。この場合において、これらの規定中「学長」とあるのは「機構長」と、「国立大学法人」とあるのは「大学共同利用機関法人」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるほか、第十二条第二項第一号中「第二十条第二項第二号」とあるのは「第二十七条第二項第三号」と、同項第二号中「第二十一条第二項第二号又は第四号」とあるのは「第二十八条第二項第三号から第五号まで」と、同条第七項中「大学」とあるのは「大学共同利用機関」と読み替えるものとする。
第二款 経営協議会等
（経営協議会）
第二十七條 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
一 機構長
二 機構長が指名する理事及び職員
三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの
3 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
4 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
一 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの
三 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
六 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項
経営協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。
6 議長は、経営協議会を主宰する。
（教育研究評議会）
第二十八條 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。
2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。
一 機構長
二 機構長が指名する理事
三 大学共同利用機関の長
四 その他教育研究評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
五 当該大学共同利用機関法人の役員及び職員以外の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するもの（前条第二項第二号に掲げる者を除く。）のうちから教育研究評議会が定めるところにより機構長が任命するもの

- 3 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。
- 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第四項第一号に掲げる事項を除く。）
 - 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第四項第二号に掲げる事項を除く。）
 - 三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 四 職員のうち、専ら研究又は教育に従事する者の人事に関する事項
 - 五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項
 - 六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
 - 七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - 八 その他大学共同利用機関の教育研究に関する重要事項
- 議長は、教育研究評議会を主宰する。

第三款 業務等

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

- 一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
 - 二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。
 - 三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
 - 四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること。
 - 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 大学共同利用機関法人は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 中期目標等

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すと同時に、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する事項
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 三 財務内容の改善に関する事項
 - 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
 - 3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- （中期計画）
- 第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
- 3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

第四章 財務及び会計

（積立金の処分）

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 国立大学法人等は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び債券）

第三十三条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立大学法人等は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人等の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 国立大学法人等は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)		第三十四条 前条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立大学法人等は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。	
2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。		第五章 雑則	
(独立行政法人通則法の規定の準用)		第三十五条 独立行政法人通則法第三條、第七條第二項、第八條第一項、第九條、第十一條、第十四條から第十七條まで、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條、第三十一條から第五十條まで、第五十一條、第五十三條、第六十一條及び第六十三條から第六十六條までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第三條第二項	個別法	国立大学法人法	
第十四條第一項	長（以下「法人の長」という。）	学長（大学共同利用機関法人にあっては、機構長。以下同じ。）	
第十四條第二項	法人の長	学長	
第十四條第三項	この法律	国立大学法人法	
第十五條第二項、第十六條及び第二十四條から第二十六條まで	法人の長	学長	国立大学法人法第十二條第七項（大学共同利用機関法人にあっては、同法第二十六條において準用する同項）
第二十八條第二項	主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）	文部科学省令	
第三十一條第一項	前条第一項	国立大学法人法第三十一條第一項	
第三十一條第二項	中期計画	同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）	
第三十二條	前条第一項の認可を受けた後	国立大学法人法第三十一條第一項の認可を受けた後	
第三十三條	中期目標の期間	国立大学法人法第三十條第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間	

第三十四條第二項	考慮して	考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第六條第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して
第三十八條第二項	監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない。独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）	監事及び会計監査人の意見
第三十八條第四項	及び監事	並びに監事及び会計監査人
第三十九條	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）	国立大学法人等
第四十一條	第四條（第二項第二号を除く。）	第四條
第四十二條	独立行政法人通則法第三十九條	国立大学法人法第三十五條において準用する独立行政法人通則法第三十九條
第四十三條第三項	第三十條第一項	国立大学法人法第三十一條第一項
第四十四條第五項	個別法で定める	国立大学法人法第三十二條で定めるところによる
第四十五條第一項	第三十條第一項第四号	国立大学法人法第三十一條第二項第四号
第四十五條第五項	個別法に別段の定めがある	国立大学法人法第三十二條第一項又は第二項の規定による
第四十八條第一項	第三十條第一項第五号	国立大学法人法第三十一條第二項第五号
第五十條	この法律及びこれ	この法律及び国立大学法人法並びにこれら
第五十一條第三項	実績及び中期計画の第三十條第二項第三号の件数費の見積り	実績
第六十五條第一項	個別法	国立大学法人法

(財務大臣との協議)

- 第三十六條 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 一 第七條第四項の規定により基準を定めようとするとき、又は同条第八項の規定により金額を定めようとするとき。
 - 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。
 - 三 第三十條第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
 - 四 第三十二條第一項又は準用通則法第四十四條第三項の規定による承認をしようとするとき。
 - 五 準用通則法第四十七條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十七条 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 罰則

第三十八条 第十八条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第十九条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

六 第三十一条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

七 準用通則法第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

八 準用通則法第三十二條の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 準用通則法第三十八條第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

十 準用通則法第四十七條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

十一 準用通則法第六十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十一条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第二条 文部科学大臣は、この法律の施行の日において、この法律の施行の際現に附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者を、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の学長となつたときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

2 前項に規定する国立大学法人の学長となるべき者の指名については、準用通則法第十四条第三項の規定は、適用しない。

3 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成十六年三月二十一日であるときは、準用通則法第十四条第二項の規定にかかわらず、当該大学に設けられた選考会議(学長、副学長及び学部、研究所、大学附置の研究その他の教育研究上の重要な組織の長(旧設置法(国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第

百十七号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)をいう。以下同じ。)、第七條の三、第一項に規定する評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。並びに旧設置法第七條の二、第二項に規定する運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議をいう。において第十二條第七項に規定する者のうちから選考された者を、当該大学の学長の申出に基づき、国立大学法人の成立の日において、同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長として任命するものとする。

4 第一項の規定により指名され、準用通則法第十四条第二項の規定により国立大学法人等の成立の時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(国立大学法人等の成立)

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第七條の規定にかかわらず、整備法第二条の規定の施行の時に成立する。

2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第一の上欄に掲げる機関の職員である者(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く)は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 前条の規定により各国立大学法人等の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したものとみなす。

第六条 附則第四条の規定により附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続きいた在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き国立公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続き附則別表第一の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となつた者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたりば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第一の上欄に掲げる機関の職員である者(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第二条又は独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第二条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く)は、別に辞令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 前条の規定により各国立大学法人等の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したものとみなす。

第六条 附則第四条の規定により附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続きいた在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き国立公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続き附則別表第一の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となつた者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたりば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七條 附則第四條の規定により国立大学法人等の職員となつた者であつて、国立大学法人等の成立の日以前において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。の規定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、国立大学法人等の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立の日以前に属する月の翌月から始める。

第八條 国立大学法人等の職員となる者の職員団体についての経過措置
第八條 国立大学法人等の成立の際現に存する国家公務員法第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第四條の規定により各国立大学法人等に引き継がれる者であるものは、国立大学法人等の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会（以下「労働委員会」という。）の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

（権利義務の承継等）

第九條 国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務（整備法第二條の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十一年法律第五十五号）以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第十一條第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れられるものとされた繰入金に係る義務を含む。のうち、各国立大学法人等が行う第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務に關するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。

2 前項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額（国立大学法人等にあつては、当該価額に附則第十二條第一項の規定により当該国立大学法人等が独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）に對して負担する債務の額を加えた額）を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立大学法人等に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條 国立大学法人等の成立の際、旧特別会計法第七條の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残金があるときは、その残金に相当する額は、国立大学法人等の成立の日において各国立大学法人等に譲渡を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第十一條 整備法第二條の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）附則第十四條第一項において「社会資本整備特別措置法」という。第七條第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額（附則第九條第一項の規定により各国立大学法人等に承継されたものに限る。）は、附則第十四條第一項の規定により国から当該国立大学法人等に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

（センターの債務の負担等）
第十二條 文部科学大臣が定める国立大学法人は、センターに対し、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第十五号）附則第八條第一項第二号の規定によりセンターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を負担する。

2 文部科学大臣は、前項の規定により債務を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定により債務を負担することとされた国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、センターが承継した借入金債務を保証するものとする。

4 第一項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行う債務の保証に關し必要な事項は、政令で定める。

5 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第三十三條第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

（国有財産の無償使用）
第十三條 国立大学法人等の成立の際現に各旧機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

2 国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができる。

（国の無利子貸付け等）
第十四條 国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五條の規定の適用については、同条の表第四十五條第五項の項中「第二十三條第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三條第一項若しくは第二項又は附則第十四條第一項」とする。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により国立大学法人等に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 国立大学法人等が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（旧設置法に規定する大学等に関する経過措置）

第十五条 附則別表第二の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時に、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四條第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。

2 旧設置法第九條に規定する国立久里浜看護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時に、国立大学法人筑波大学が第四條第二項の規定により設置する筑波大学に附屬して設置される看護学校となるものとする。

2 新国立短期大学は、前項に規定する学生が当該新国立短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第一項の規定により新国立短期大学を設置する国立大学法人に対する第二十二條第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学（附則別表第二の下欄に掲げる新国立短期大学を含む。以下この条において同じ。）とする。」とする。

4 附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学は、国立大学法人の成立の時に、それぞれ同表の下欄に掲げる新国立短期大学となるものとする。

第十七條 国立大学法人の成立の際に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十二號）附則第二項の規定により平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十九號）附則第二項の規定により平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、附則別表第三の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、当該国立大学の定めるところによる。

（不動産に関する登記）

第十八條 各国立大学法人等が附則第九條第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手續については、政令で特例を設けることができる。

第十九條 国立大学法人等の成立の際に係属している国立大学法人等が行う第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて各国立大学法人等が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、当該国立大学法人等を国の利害に係る訴訟について法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四號）に規定する国行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

（最初の教育研究評議会の評議員）

第二十條 国立大学法人等の成立後の最初の第二十一條第一項及び第二十八條第一項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。

一 国立大学法人の教育研究評議会 第二十一條第一号及び第二十一條に掲げる者

二 大学共同利用機関法人の教育研究評議会 第二十八條第二号から第三号までに掲げる者

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二十一條 この法律の施行の際現にその名称中に国立大学法人又は大学共同利用機関法人という文字を用いている者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。（政令への委任）

第二十二條 附則第二條及び第四條から前条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第一（附則第二條、附則第四條、附則第六條、附則第十五條関係）

機 関	
旧設置法第三條第一項の表に掲げる北海道大学	国立大学法人北海道大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる北海道教育大学	国立大学法人北海道教育大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる室蘭工業大学	国立大学法人室蘭工業大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる小樽商科大学	国立大学法人小樽商科大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる帯広畜産大学	国立大学法人帯広畜産大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる旭川医科大学	国立大学法人旭川医科大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる北見工業大学	国立大学法人北見工業大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる弘前大学	国立大学法人弘前大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる岩手大学	国立大学法人岩手大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる東北大学	国立大学法人東北大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる宮城教育大学	国立大学法人宮城教育大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる秋田大学	国立大学法人秋田大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる山形大学	国立大学法人山形大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる福島大学	国立大学法人福島大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる茨城大学	国立大学法人茨城大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる筑波大学及び旧設置法第九條に規定する国立久里浜看護学校	国立大学法人筑波大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる宇都宮大学	国立大学法人宇都宮大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる群馬大学	国立大学法人群馬大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる埼玉大学	国立大学法人埼玉大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる千葉大学	国立大学法人千葉大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる東京大学	国立大学法人東京大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる東京医科歯科大学	国立大学法人東京医科歯科大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる東京外国語大学	国立大学法人東京外国語大学
旧設置法第三條第一項の表に掲げる東京学芸大学	国立大学法人東京学芸大学

旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京農工大学	国立大学法人東京農工大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京芸術大学	国立大学法人東京芸術大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京工業大学	国立大学法人東京工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京海洋大学	国立大学法人東京海洋大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げるお茶の水女子大学	国立大学法人お茶の水女子大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる電気通信大学	国立大学法人電気通信大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる一橋大学	国立大学法人一橋大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる横浜国立大学	国立大学法人横浜国立大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる新潟大学	国立大学法人新潟大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる長岡技術科学大学	国立大学法人長岡技術科学大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる上越教育大学	国立大学法人上越教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる富山大学	国立大学法人富山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる富山医科薬科大学	国立大学法人富山医科薬科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる金沢大学	国立大学法人金沢大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる福井大学	国立大学法人福井大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山梨大学	国立大学法人山梨大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる信州大学	国立大学法人信州大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岐阜大学	国立大学法人岐阜大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる静岡大学	国立大学法人静岡大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる浜松医科大学	国立大学法人浜松医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋大学	国立大学法人名古屋大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛知教育大学	国立大学法人愛知教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋工業大学	国立大学法人名古屋工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる豊橋技術科学大学	国立大学法人豊橋技術科学大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる三重大学	国立大学法人三重大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀大学	国立大学法人滋賀大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀医科大学	国立大学法人滋賀医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都大学	国立大学法人京都大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都教育大学	国立大学法人京都教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都工芸繊維大学	国立大学法人京都工芸繊維大学

旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪大学	国立大学法人大阪大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪外国語大学	国立大学法人大阪外国語大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪教育大学	国立大学法人大阪教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる兵庫教育大学	国立大学法人兵庫教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる神戸大学	国立大学法人神戸大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良教育大学	国立大学法人奈良教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良女子大学	国立大学法人奈良女子大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人和歌山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鳥取大学	国立大学法人鳥取大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる島根大学	国立大学法人島根大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岡山大学	国立大学法人岡山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる広島大学	国立大学法人広島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山口大学	国立大学法人山口大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる徳島大学	国立大学法人徳島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鳴門教育大学	国立大学法人鳴門教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる香川大学	国立大学法人香川大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛媛大学	国立大学法人愛媛大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる高知大学	国立大学法人高知大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる福岡教育大学	国立大学法人九州大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる九州大学	国立大学法人九州工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる佐賀大学	国立大学法人佐賀大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる長崎大学	国立大学法人長崎大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる熊本大学	国立大学法人熊本大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大分大学	国立大学法人大分大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる宮崎大学	国立大学法人宮崎大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鹿児島大学	国立大学法人鹿児島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鹿児島大学	国立大学法人鹿児島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる琉球大学	国立大学法人琉球大学
旧設置法第三条第一項に規定する総合研究大学院大学	国立大学法人総合研究大学院大学

旧設置法第三条の二、第一項に規定する政策研究大学院大学	国立大学法人政策研究大学院大学
旧設置法第三条の二、第一項に規定する北陸先端科学技術大学院大学	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
旧設置法第三条の二、第一項に規定する奈良先端科学技術大学院大学	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
旧設置法第三条の五、第一項の表に掲げる筑波技術短期大学	国立大学法人筑波技術短期大学
旧設置法第三条の五、第一項の表に掲げる高岡短期大学	国立大学法人高岡短期大学
旧設置法第九条の二、第一項に規定する大学共同利用機関（以下「大学共同利用機関」という。）のうち、大学共同利用機関法人人間文化研究機構として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人人間文化研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人自然科学研究機構として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人高エネルギー・加速器研究機構として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人高エネルギー・加速器研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
附則別表第二（附則第十六条関係）	
国立短期大学	国立大学法人 新国立短期大学
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる北海道大学医療技術短期大学部	北海道大学医療技術短期大学部
国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第十号）附則第二項の規定により存続するものとされた弘前大学医療技術短期大学部	弘前大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる東北大学医療技術短期大学部	東北大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる秋田大学医療技術短期大学部	秋田大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる筑波大学医療技術短期大学部	筑波大学医療技術短期大学部
国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二十一号）附則第三項の規定により存続するものとされた新潟大学医療技術短期大学部	新潟大学医療技術短期大学部

旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる信州大学医療技術短期大学部	国立大学法人信州大学	信州大学医療技術短期大学部
国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第十号）附則第二項の規定により存続するものとされた岐阜大学医療技術短期大学部	国立大学法人岐阜大学	岐阜大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる京都大学医療技術短期大学部	国立大学法人京都大学	京都大学医療技術短期大学部
国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第十号）附則第二項の規定により存続するものとされた山口大学医療技術短期大学部	国立大学法人山口大学	山口大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる徳島大学医療技術短期大学部	国立大学法人徳島大学	徳島大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる九州大学医療技術短期大学部	国立大学法人九州大学	九州大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる長崎大学医療技術短期大学部	国立大学法人長崎大学	長崎大学医療技術短期大学部
旧設置法第三条の五、第二項の表に掲げる熊本大学医療技術短期大学部	国立大学法人熊本大学	熊本大学医療技術短期大学部
附則別表第三（附則第十七条関係）		
在 学 者	必要教育を行う国立大学	
図書館情報大学に在学する者	筑波大学	
東京商船大学に在学する者	東京海洋大学	
東京水産大学に在学する者		
山梨大学に在学する者	山梨大学	
山梨医科大学に在学する者		
福井大学に在学する者	福井大学	
福井医科大学に在学する者		
神戸商船大学に在学する者	神戸大学	
島根大学に在学する者	島根大学	
島根医科大学に在学する者		

別表第一 (第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係)

国立大学法人宇都宮大学	宇都宮大学	栃木県	四
国立大学法人筑波大学	筑波大学	茨城県	八
国立大学法人茨城大学	茨城大学	茨城県	四
国立大学法人福島大学	福島大学	福島県	四
国立大学法人山形大学	山形大学	山形県	五
国立大学法人秋田大学	秋田大学	秋田県	五
国立大学法人宮城教育大学	宮城教育大学	宮城県	三
国立大学法人東北大学	東北大学	宮城県	七
国立大学法人岩手大学	岩手大学	岩手県	四
国立大学法人弘前大学	弘前大学	青森県	五
国立大学法人北見工業大学	北見工業大学	北海道	二
国立大学法人旭川医科大学	旭川医科大学	北海道	四
国立大学法人帯広畜産大学	帯広畜産大学	北海道	二
国立大学法人小樽商科大学	小樽商科大学	北海道	二
国立大学法人室蘭工業大学	室蘭工業大学	北海道	三
国立大学法人北海道教育大学	北海道教育大学	北海道	四
国立大学法人北海道大学	北海道大学	北海道	七
国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務 所の所在地	理事の員数
香川大学に在学する者	香川大学	香川県	
香川医科大学に在学する者	香川医科大学	香川県	
高知大学に在学する者	高知大学	高知県	
高知医科大学に在学する者	高知医科大学	高知県	
九州芸術工科大学に在学する者	九州大学	福岡県	
佐賀大学に在学する者	佐賀大学	佐賀県	
佐賀医科大学に在学する者	佐賀医科大学	佐賀県	
大分大学に在学する者	大分大学	大分県	
大分医科大学に在学する者	大分医科大学	大分県	
宮崎大学に在学する者	宮崎大学	宮崎県	
宮崎医科大学に在学する者	宮崎医科大学	宮崎県	

国立大学法人群馬大学	群馬大学	群馬県	五
国立大学法人埼玉大学	埼玉大学	埼玉県	四
国立大学法人千葉大学	千葉大学	千葉県	六
国立大学法人東京大学	東京大学	東京都	七
国立大学法人東京医科歯科大学	東京医科歯科大学	東京都	五
国立大学法人東京外国語大学	東京外国語大学	東京都	三
国立大学法人東京芸術大学	東京芸術大学	東京都	四
国立大学法人東京農工大学	東京農工大学	東京都	四
国立大学法人東京工業大学	東京工業大学	東京都	四
国立大学法人東京海洋大学	東京海洋大学	東京都	四
国立大学法人お茶の水女子大学	お茶の水女子大学	東京都	四
国立大学法人電気通信大学	電気通信大学	東京都	四
国立大学法人一橋大学	一橋大学	東京都	四
国立大学法人横浜国立大学	横浜国立大学	神奈川県	四
国立大学法人新潟大学	新潟大学	新潟県	六
国立大学法人長岡技術科学大学	長岡技術科学大学	新潟県	三
国立大学法人上越教育大学	上越教育大学	新潟県	三
国立大学法人富山大学	富山大学	富山県	四
国立大学法人富山医科薬科大学	富山医科薬科大学	富山県	五
国立大学法人金沢大学	金沢大学	石川県	六
国立大学法人福井大学	福井大学	福井県	六
国立大学法人山梨大学	山梨大学	山梨県	六
国立大学法人信州大学	信州大学	長野県	六
国立大学法人岐阜大学	岐阜大学	岐阜県	五
国立大学法人静岡大学	静岡大学	静岡県	四
国立大学法人浜松医科大学	浜松医科大学	静岡県	四
国立大学法人名古屋大学	名古屋大学	愛知県	七
国立大学法人愛知教育大学	愛知教育大学	愛知県	四
国立大学法人名古屋工業大学	名古屋工業大学	愛知県	三
国立大学法人豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学	愛知県	三

国立大学法人三重大大学	滋賀大学	滋賀大学	滋賀大学	三重大	五
国立大学法人滋賀医科大学	滋賀医科大学	滋賀県	滋賀県	滋賀県	四
国立大学法人京都大学	京都大学	京都府	京都府	京都府	七
国立大学法人京都教育大学	京都教育大学	京都府	京都府	京都府	三
国立大学法人京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学	京都府	京都府	京都府	四
国立大学法人大阪大学	大阪大学	大阪府	大阪府	大阪府	七
国立大学法人大阪外国語大学	大阪外国語大学	大阪府	大阪府	大阪府	二
国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学	大阪府	大阪府	大阪府	四
国立大学法人兵庫教育大学	兵庫教育大学	兵庫県	兵庫県	兵庫県	三
国立大学法人神戸大学	神戸大学	兵庫県	兵庫県	兵庫県	八
国立大学法人奈良教育大学	奈良教育大学	奈良県	奈良県	奈良県	二
国立大学法人奈良女子大学	奈良女子大学	奈良県	奈良県	奈良県	四
国立大学法人和歌山大学	和歌山大学	和歌山県	和歌山県	和歌山県	四
国立大学法人鳥取大学	鳥取大学	鳥取県	鳥取県	鳥取県	五
国立大学法人島根大学	島根大学	島根県	島根県	島根県	六
国立大学法人岡山大学	岡山大学	岡山県	岡山県	岡山県	七
国立大学法人広島大学	広島大学	広島県	広島県	広島県	七
国立大学法人山口大学	山口大学	山口県	山口県	山口県	五
国立大学法人徳島大学	徳島大学	徳島県	徳島県	徳島県	五
国立大学法人鳴門教育大学	鳴門教育大学	徳島県	徳島県	徳島県	三
国立大学法人香川大学	香川大学	香川県	香川県	香川県	六
国立大学法人愛媛大学	愛媛大学	愛媛県	愛媛県	愛媛県	五
国立大学法人高知大学	高知大学	高知県	高知県	高知県	六
国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学	福岡県	福岡県	福岡県	三
国立大学法人九州大学	九州大学	福岡県	福岡県	福岡県	八
国立大学法人九州工業大学	九州工業大学	福岡県	福岡県	福岡県	四
国立大学法人佐賀大学	佐賀大学	佐賀県	佐賀県	佐賀県	六
国立大学法人長崎大学	長崎大学	長崎県	長崎県	長崎県	六
国立大学法人熊本大学	熊本大学	熊本県	熊本県	熊本県	六
国立大学法人大分大学	大分大学	大分県	大分県	大分県	六



別表第二(第二條、第五條、第二十四條、附則第三條関係)

国立大学法人宮崎大学	宮崎大学	宮崎県	六
国立大学法人鹿児島大学	鹿児島大学	鹿児島県	六
国立大学法人鹿児島体育大学	鹿児島体育大学	鹿児島県	二
国立大学法人琉球大学	琉球大学	沖縄県	五
国立大学法人総合研究大学院大学	総合研究大学院大学	神奈川県	二
国立大学法人政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	神奈川県	二
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	石川県	四
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	奈良県	四
国立大学法人筑波技術短期大学	筑波技術短期大学	茨城県	二
国立大学法人高岡短期大学	高岡短期大学	富山県	二

大学共同利用機関法人の名称	研究分野	主たる事務所の所在地	理事の員数
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究	東京都	四
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	天文学、物質科学、エネルギー科学、生命科学その他の自然科学に関する研究	東京都	五
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	高エネルギー加速器による素粒子、原子核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るための研究	茨城県	四
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然及び社会における諸現象等の体系的な解明に関する研究	東京都	四

文部科学大臣
内閣総理大臣
遠山正十郎
小泉純一郎



独立行政法人国立高等専門学校機構法をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百十三号

独立行政法人国立高等専門学校機構法

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条―第十三条）
- 第三章 業務等（第十四条―第十六条）
- 第四章 雑則（第十七条―第十八条）
- 第五章 罰則（第十九条―第二十条）

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人国立高等専門学校機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとすることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上欄に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項において「土地等」という。）を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5 機構は、第二項又は第三項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

7 前項の評価委員会その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 機構は、通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9 文部科学大臣は、第四項の規定により基準を定めようとするとき、又は前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事六人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員の任期）
第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）
第九条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立高等専門学校機構法第九条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）
第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）
第十一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等
（業務の範囲等）
第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。
二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。
三 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 前項第一号の国立高等専門学校の位置は、それぞれ別表の下欄に掲げるとおりとする。

3 国立高等専門学校の授業料その他の費用に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（積立金の処分）
第十三条 機構は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額

を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則
（主務大臣等）
第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）
第十五条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（他の法令の準用）
第十六条 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第五章 罰則
第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合に於て、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

- 2 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二項第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 センターの成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続きセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二項第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者がセンターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 センターは、センターの成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続きセンターの職員となつた者のうちセンターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間にセンターを退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十條の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。
- 第六條 附則第三条の規定によりセンターの職員となつた者であつて、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。
- （センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）
- 第七條 センターの成立の際現に存する国家公務員法第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定によりセンターに引き継がれる者であるものは、センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五條第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- （権利義務の承継等）
- 第八條 センターの成立の際、第十三條に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継する。
- 2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府からセンターに対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第九條 センターの成立の際、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和十九年法律第五十五号）第十七條の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、センターの成立の日においてセンターに奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- （国有財産の無償使用）
- 第十條 国は、センターの成立の際現に旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。
- 御名 御璽
- 平成十五年七月十六日
- 内閣総理大臣 小泉純一郎
- 法律第百十七号
- 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- （趣旨）
- 第一条 この法律は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十四号）、独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。
- （国立学校設置法等の廃止）
- 第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
- 一 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）
- 二 国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）
- （学校教育法の一部改正）
- 第三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項中「国」の下に「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一條第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）」を加える。
- 第六十八條の二第三項中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の五に規定する大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構」に改める。
- 第八十七條の二中「国立学校設置法並びに」を削る。
- （教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）
- 第四条 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。
- 第七條第一項中「国立及び私立の学校」を「学校教育法（昭和二十二年法律第百二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校」に改める。
- より、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができる。
- （不動産に関する登記）
- 第十一条 センターが附則第八條第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。
- （政令への委任）
- 第十二條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- 財務大臣 塩川正十郎
文部科学大臣 遠山 敦子
内閣総理大臣 小泉純一郎

(旅館業法の一部改正)

第五条 旅館業法(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「大学附置の国立学校」の下に「(学校教育法第二條第二項に規定する国立学校をいう。)」を加え、「その他の国立学校又は公立若しくは私立の」を削り、「学校の」を「高等専門学校の一に」「同項第三号」を「前項第三号」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第六條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 任免、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第三条―第十条)

第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員(第十一条―第十四条)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十五条・第十六条)

第三章 服務(第十七条―第二十条)

第四章 研修(第二十一条―第二十五条)

第五章 大学院修学休業(第二十六条―第二十八条)

第六章 職員団体(第二十九条)

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例(第三十条―第三十六条)

附則

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「任免」の下に「給与」を加え、「研修」を「研修等」に改める。

第二条第一項中「とは」の下に「地方公務員のうち」を加え、「学校で」を「学校であつて」に改め、「国立学校及び」を削り、同条第二項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削り、「第二十条の二第二項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三項中「大学」の下に「公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。」を加え、同条第四項中「国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第七條の三に規定する評議會をいい、公立大学にあつてはその」を「大学に置かれる會議であつて当該」に、「會議」を「もの」に改める。

第三条を削る。

第一章 任免、分限、懲戒及び服務」を第二章 任免、給与、分限及び懲戒」に改める。

第四條第五項中「国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会、第十二條第一項において同じ。」を削り、第二章第一節中同条を第三條とする。

第五條を第四條とする。

第六條第二項中「第五條第二項」を「前條第二項」に改め、同条を第五條とする。

第七條を第六條とし、第八條を第七條とする。

第八條の二の前の見出し及び同条を削る。

第八條の三中「公立大学」を「大学」に改め、同条を第八條とし、同条に見出しとして「(定年)」を付する。

第九條第二項中「第五條第二項」を「第四條第二項」に改める。

第十條及び第十一條を削る。

第十二條 大学以外の学校の校長及び教員」を「第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員」に改める。

第十三條第一項中「校長の」を「公立学校の校長の」に、「その大学」を「当該大学」に改め、「大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部科学大臣」を削り、同條第二項を削り、第二章第二節中同条を第十一條とする。

第十三條の二を第二項とし、同條の次に次の一條を加える。

(校長及び教員の給与)

第十三條 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百四條第二項の規定により支給することができ得る義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小・学部若しくは中・学部勤務する校長及び教員

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

第十四條第一項本文中「校長」を「公立学校の校長」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十五條を削る。

第二章第二節中第十六條を第十五條とし、第十七條を第十六條とし、第十八條を削る。

第三十三條を削り、第三十二條の二を第三十九條とし、第三十二條を第三十八條とし、第二十四條から第三十一條までを削り、第二十三條を第三十七條とする。

第二十二條及び第二十一條の二を削る。

第二十一條の五第三項を削り、本則中同条を第二十九條とする。

第二十一條から第二十一條の四までを削る。

第五章の章名を「職員団体」に改め、同章を第六章とする。

第二十條の八を削り、第四章中第二十條の七を第二十八條とする。

第二十條の六第一項中「国家公務員又は」を削り、同条を第二十七條とする。

第二十條の五第一項中「小学校等」を「公立の小学校等」に、「第二十條の七第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条を第二十六條とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十條の四を第二十五條とする。

第二十條の三第一項中「小学校等の教諭等の」を「公立の小学校等の教諭等の」に、「小学校等の教諭等に」を「当該教諭等に」に、「私立」を「公立学校以外」に改め、同条を第二十四條とする。

第二十條の二第一項中「小学校等の教諭等の」を「公立の小学校等の教諭等の」に、「小学校等の教諭等」を「当該教諭等」に改め、同条第二項中「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む)の教育委員会、次条第二項及び第二十一條第一項において同じ。)」を削り、同条を第二十三條とする。

第二十條を第二十二條とし、第十九條を第二十一條とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一條を加える。

第三章 服務

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七條 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む)の教育委員会、第二十三條第二項及び第二十四條第二項において同じ)において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限)

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百一十号）第百十條第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

(大学の学長、教員及び部局長の職務)

第十九条 大学の学長、教員及び部局長の職務については、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に關し必要な事項は、前条第一項並びに同法第三十一条から第三十五條まで、第三十七條及び第三十八條に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

(勤務成績の評定)

第二十条 大学の学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び部局長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。本則に次の一章を加える。

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例

(教員の職務に準ずる職務を行う者等に対するこの法律の準用)

第三十条 公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに国立又は公立の専修学校又は各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

(研究施設研究教育職員等に関する特例)

第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの（以下この章において「研究施設」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下この章において「研究施設研究教育職員」という。）に対する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五條第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める日」と、同条第三項中「臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時職員」とする。

2 研究施設研究教育職員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 研究施設研究教育職員への採用については、国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつ」と、同法第八十一条の四第二項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつ」とする。

第三十二条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員の職務について、国家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第九十五條まで又は国家公務員編理法（平成十一年法律第百二十九号）に定めるものを除いては、任命権者が定める。

第三十三条 前条に定める者は、教育に關する他の職を兼ね、又は教育に關する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員法第百一条第一項の規定に基づく命令又は同法第百四条の規定による承認又は許可を要しない。

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。次項において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九條の規定により休職にされた場合において当該共同研究等への従事者が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七條第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第二條第一項、第二項及び第五項、第六條、第七條、第二十條、第二十一條並びに第二十二條の規定を準用する。この場合において、第三條第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第六條及び第二十條第二項中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三條第一項中「評議会」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長」とあり、及び第七條中「評議会の議に基づき学長」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替へるものとする。

(独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の準用)

第三十六条 文部科学大臣が所管する特定独立行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（次項において「独立行政法人研究教育職員」という。）については、第三條第一項及び第五項、第六條、第二十一條並びに第二十二條の規定（これらの規定のうち、大学の教員に關する部分に限る。）並びに第三十一條第一項及び第三十二條の規定を準用する。この場合において、第三條第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会の議に基づき学長」とあり、第六條中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び第三十一條第一項中「文部科学省令で定めるところにより任命権者」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替へるものとする。

2 独立行政法人研究教育職員（補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。）については、前項に規定するもののほか、第三十四條の規定を準用する。

(教育職員免許法の一部改正)

第七条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国立又は公立の学校」を「国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校」に改め、大学附置の学校以外の国立学校の教員にあつては文部科学大臣を削る。

第七条第二項及び第三項並びに第九条第一項中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

第十条第一項第二号中「国立又は公立の学校」を「公立学校」に改める。

第十一条第一項中「私立学校」を「国立学校又は私立学校」に改める。

附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第八条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表備考中「国立又は公立の学校」を「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校」に改め、所轄庁の下に「学校教育法第二条第二項に規定する」を加える。

(社会教育法の一部改正)

第九條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三條中「国立又は公立の学校」を「国立学校(学校教育法第一條第二項に規定する国立学校をいう。以下この章及び第五十二條において同じ。又は公立学校)」に改める。

第四十四條第二項中「文部科学大臣」を「設置者である国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二條第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長」に改める。

第四十八條第一項中「学校の管理機関は、」を「文部科学大臣は国立学校に対し、公立学校の管理機関は」に改める。

第五十二條ただし書中「国立又は公立の学校」を「国立学校又は公立学校」に改める。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第十條 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「国立及び」を削り、同條第三項中「国立学校にあつては文部科学大臣」を削る。

第二十二條第一項中「国又は」を削る。

第二十三條の見出し及び同條第一項中「訴」を「訴え」に改め、同條第二項中「訴」を「訴え」に改め、「国又は」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正)

第十一條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国立学校特別会計」を削る。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第一号中「と同一」の下に「国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第七十二條の四第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 国立大学法人等

第七十三條の三第二項、第百四十六條第二項及び第百七十九條中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改める。

第二百九十六條第二項第一号中「非課税独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

第三百四十八條第六項中「除く」の下に「及び国立大学法人等が所有する固定資産(当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)」を加える。

第四百四十三條第二項、第五百八十六條第一項、第六百九十九條の四第一項、第七百二條の二第一項及び第七百四條中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十三條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「一定時制通信教育手当、産業教育手当」を削る。

第二十條の三「若しくは国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第九條の二第一項に規定する大学共同利用機関に置かれる観測所アメリカ合衆国のハワイ島に所在するもの」を削る。

(産業教育振興法の一部改正)

第十四條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「国又は」を削る。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十五條 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第九條 同法第九條の見出し及び同條を削る。

第九條の四「外」を「ほか」に改め、同條ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同條を第九條の三とし、同條の前に見出しとして「交換の特例」を付する。

第九條の五中「前二條」を「前條」に改め、「又は第九條の四」を削り、同條を第九條の四とする。

(学校図書館法の一部改正)

第十六條 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「国立学校の学校図書館を除く。」を削る。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第十七條 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当(第二十四條第二項の規定により支給することのできる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、教頭、教員(教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))をいう。以下この条において同じ。及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 公立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長(中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。))の職にある者に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。))及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。))

二 前号に規定する高等学校の実習助手(本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。))であつて、その技術が優秀と認められるものとして政令で定める者

第六條及び第七條を削り、第八條を第六條とし、第九條を第七條とし、第十條を第八條とする。

(盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正)

第十八條 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「国立の」を「学校教育法第二條第二項に規定する国立学校である」に改める。

第三條第一項中「前條第一項」の下に「又は第四項」を「規定により」の下に「国又は」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第十九條 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「各号」を削り、「を待つて論ずる」を「がなければ公訴を提起することができない」に改め、同項第一号中「国立の」を「国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二十三條の規定により国立大学に附属して設置される」に改め、「学校が附属して設置される」及び「当該学校が国立大学の学部附属して設置される場合には、当該国立大学」を削る。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第二十條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国又は」を削る。

第二條第二項中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削る。

第三條の見出し中「国立又は」を削り、同條第一項中「国立又は」及び「人事院規則又は」を削り、同條第二項中「国立又は」を削る。

第四條中「国家公務員法第六十條第一項から第三項まで及び」を削る。

第五條(見出しを含む)中「私立の」を「公立学校以外の」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第二十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「限る。以下同じ。」の下に「若しくは国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)」を加え、同項ただし書中「独立行政法人」の下に「若しくは国立大学法人等」を加える。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)
第二十二條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「国は、独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。)」を、「当該独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)
第二十三條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項中「国立学校」を「国が設置する教育施設」に、「附される」を「付される」に改める。

(国立及び公立の学校の事務職員の特例に関する法律の一部改正)
第二十四條 国立及び公立の学校の事務職員の特例に関する法律(昭和三十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の学校の事務職員の特例に関する法律

本則中「国立又は」及び「文部科学事務官である者又は」を削る。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)
第二十五條 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律

第一条中「国立又は」を削る。

第二条中「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削る。

第三条を次のように改める。

(公立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当)
第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項の規定により支給することができる産業教育手当は、公立の高等学校の教員及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く公立の高等学校の教員のうち高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む。)であつて、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任するもの。

二 前号に規定する高等学校の実習助手のうちその技術が優秀と認められるものとして政令で定める者であつて、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助けるもの。

第四条を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十六條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同じ。」の下に「国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条第一項第一号中「の独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を加える。

第三条第一項及び第八條第一項中「職員及び」を「職員並びに」に改め、「独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)」の下に「国立大学法人等の役員(非常勤の者を除く。)」を加える。

第三十七條第一項中「及び」を「並びに」に改め、「独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第四十一条第二項中「の独立行政法人」の下に「及び国立大学法人等」を加える。

第九十九條第五項中「独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を加え、同条第六項及び第七項中「独立行政法人」の下に「又は国立大学法人等」を加える。

第二百二條第一項及び第四項、第二百二條、第二百二十四條の二第二項並びに附則第十四條の二第五項中「独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

(スポーツ振興法の一部改正)
第二十七條 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第一項中「国立及び地方公共団体」を「学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)
第二十八條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き」及び「(国立の義務教育諸学校を除く。)」を削る。

第五条第一項中「公立及び私立の」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条中「並びに国立及び私立の義務教育諸学校」を「及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)」に改める。

(所得税法の一部改正)
第二十九條 所得税法(昭和四十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

別表第一 第一号の表中			
を		国民年金基金	国民年金基金
国立年金基金	国民年金基金連合会	国民年金法	国民年金基金連合会
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	国民年金法	国民年金法
に改める。			

別表第一第一号の表損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人 国立大学法人

(法人税法の一部改正)

第三十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

国立大学法人 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

別表第一第一号の表中

水害予防組合	水害予防組合(明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	

水害予防組合	水害予防組合(明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	

大学共同利用機関法人 国立大学法人

に改める。

(印紙税法の一部改正)

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

国立大学法人 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

別表第一全国農業会議所の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人 国立大学法人

(登録免許税法の一部改正)

第三十二条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

国立大学法人 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

別表第二首都高速道路公団の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人 国立大学法人

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第三十三条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第一条中「国立及び」を削る。

第二条第一項中「規定する」の下に「公立の」を加え、同条第二項中「とは」の下に「義務教育諸学校等の」を加え、「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削る。

第三条を次のように改める。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 教育職員(校長及び教頭を除く。以下この条において同じ)には、その者の給料月額額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に關し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項に規定する調整手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む)、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

二 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

第四条から第八条までを削る。

第九条第一号中(昭和二十二年法律第六十七号)を削り、同条第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一貫して繰り上げ、同条を第四号とする。

第十条(見出しを含む)中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、同条を第五号とする。

第十一条の見出し中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、同条中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、「者を除く」の下に「以下この条において同じ」を加え、「勤務時間法」を「(第二項)に、(国立の義務教育諸学校等に関する法律(平成六年法律第二十三号)に、以下この条を「(第三項)に、(国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として」を「政令で定める基準に従い」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

3 第一項の規定は、次に掲げる日において教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合について準用する。

一 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に相当する日

二 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

第十一条を第六号とする。

(学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の一部改正)

第三十四条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第四条及び附則第三項を削る。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法

第一条並びに第二条の見出し及び同条第一項中「国立又は」を削る。

第三条を削る。

第四條第一項を次のように改める。

独立行政法人大学入試センターにおいては、外国人を、大学の教員に相当する職員又は独立行政法人大学入試センターの運営に関する重要事項について独立行政法人大学入試センターの理事長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。

第四條第二項中「において準用する前条第一項」を削り、第二條第三項中「を」を「同条第二項中」に改め、同条を第三條とする。

第五條中「第二條第一項及び第三條第一項（前条第一項において準用する場合を含む）」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第二條第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四條とする。

第三十六條 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中「（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。）」を削る。

（消費税法の一部改正）

第三十七條 消費税法（昭和六十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中

を	国民年金基金	国民年金基金
	国民年金基金連合会	国民年金基金
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）	に改める。

別表第三第一号の表損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人

国立大学法人法

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三十八條 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第二條第一項に規定する国立学校を除く。）」を削る。

第三十九條 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関」を「国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）第二條第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター（次号及び）に、大学共同利用機関等」を「大学共同利用機関法人等」に改め、同条第四号中「又は」の下に「国立大学法人（国立大学法人法第二條第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ）、大学共同利用機関法人等若しくは」を加え、「教員」との「を」を削る。

第三條の前の見出し並びに同条第一項及び第二項中「国立又は」を削る。

第五條の見出しを「国立大学又は私立大学の教員の任期」に改め、同条第一項中「学校法人は、当該」を「国立大学法人又は学校法人は、当該国立大学法人又は」に改め、同条第二項及び第四項中「学校法人」を「国立大学法人又は学校法人」に改める。

第六條を次のように改める。

（大学共同利用機関法人等の職員への準用）

第六條 前条（第三項を除く。）の規定は、大学共同利用機関法人等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。

第七條中「国立又は」を削る。

（財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部改正）

第四十條 財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十六條中「及び国立学校」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十七條の見出し中「一般会計からの国立学校特別会計への繰入れ及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十三條中「第十七條各項」を「第十七條」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第四十一條 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九條の二第一項」を「国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）第二條第四項」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第四十二條 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十條を次のように改める。

（独立行政法人航海訓練所法の一部改正）

第四十三條 独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三條中「国立大学」の下に「国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）第二條第二項に規定する国立大学をいう。第十條第一号において同じ。」を、「国立高等専門学校」の下に「独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百二十三号）第三條に規定する国立高等専門学校をいう。第十條第一号において同じ。」を加える。

（産業技術力強化法の一部改正）

第四十四條 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項を削り、同条第二項中「国の施策に準じて」を削り、同項を同条とする。

第十四條の見出し中「大学等の」を「試験研究機関等の」に改め、同条第一項中「国立大学等学校教育法第一條に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三から第三章の六までに規定する機関をいう。及び」を削り、「その他の団体」の下に「次項において「研究成果利用会社等」という。」を加え、同条第二項中「国の施策に準じて」を「産業技術力の強化を図るため」に「における」を「研究者が研究成果利用会社等の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねることが当該研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することに配慮しつつ、当該」に改める。

第十五條の見出しを「（特定試験研究機関に係る技術移転事業を実施する者の国有施設の無償使用）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「大学等技術移転促進法第十三條第一項」を「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第十一條第一項」に改め、同項を同条とする。

第十六條第一項第一号中「国立学校設置法第三章の三に規定する大学共同利用機関（これに置かれる研究所で政令で定めるものを含む）」を「国立大学法人法（平成十五年法律第百二十号）第二條第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）に改め、この条において「研究者」というのを「大学等研究者」と総称する」に改め、同項第二号中「大学又は高等専門学校の研究者」を「大学等研究者」に、「その研究者」を「その大学等研究者」に「又

REEL: 021838 FRAME: 0834

第四章第三節第三十一条を第三十二条とする。
第四章第二節第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条中「第三十四号、第三十六号、第三十七号、第七十九号から第八十七号まで、第八十八号」を「第三十六号、第三十八号、第三十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九十号」に、「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」を「第九十一号及び第九十三号から第九十七号まで」に改め、第四章第一節第二款中同条を第二十八条とする。
第二十六条を第二十七条とする。

第四章第一節第一款中第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条第二項中「第四条第六十六号、第六十九号から第七十三号まで及び第九十五号」を「第四条第六十八号、第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号」に改め、第三章第五節中同条を第二十五条とする。

第三章第四節中第二十三条を第二十四条とし、第二十条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章中第三節を削り、第四節を第三節とし、第五節を第四節とする。

第三章第二節第六款中第十八条の二を第二十条とする。

第三章第二節第五款中第十八条を第十九条とする。

第十七条の二中「平成十五年法律第百十二号」を削り、第三章第二節第四款中同条を第十八条とする。

附則第三項中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十八条の規定 平成十六年四月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日をいづれか遅い日

二 第五十条の規定 平成十五年十月一日

(国立学校特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二条 国立学校特別会計における平成十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。

2 前項に規定する事務は、国立大学法第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例によりこれらの法人が行う。

3 この法律の施行の際現に国立学校特別会計に所属する権利及び義務(国立大学法附則第九条第一項の規定により国立大学法人及び大学共同利用機関法人が承継するもの、独立行政法人国立高等専門学校機構が承継するもの、独立行政法人大学評価・学位授与機構が承継するもの、独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継するもの、独立行政法人メディア教育開発センターが承継するもの)並びに独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第七条の規定により独立行政法人海洋研究開発機構が承継するものを除く)は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に国立大学の教員又は国立高等専門学校学校の教員であつた者の休職に係る期間で、第六条の規定による改正前の教育公務員特例法第二十一条の規定に基づき、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七條第四項の規定を適用しないこととされていたものに係る同法の規定の適用については、なお従前の例による。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に国立の学校の教員であつて、第七条の規定による改正前の教育職員免許法第十條第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失つた者に対する同法第五條第一項第五号及び第十條第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第十條の規定による改正前の学校施設の確保に関する政令第四条又は第十五條の規定に基づき発せられた命令に係る同令の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同令第二條第三項中「国立学校」とあるのは「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三條の規定による改正後の学校教育法第二條第二項に規定する国立学校」と、同令第十二條第一項中「学校を設置した国又は」とあるのは「国又は学校を設置した」とする。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に国立大学の教員であつた者に係る第四十二條の規定による改正後の国家公務員倫理法第十四條第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律の一部改正)

第九条 教育公務員特例法第三十二條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律(昭和三十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育公務員特例法第三十八條の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律

第一条第一項中「第三十二條」を「第三十八條」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十條中「第十三條の二第二項」を「第十二條第一項」に改める。

第四十七條の四第一項中「第二十條の二第二項」を「第二十三條第一項」に改める。

第五十八條第二項、第五十九條及び第六十一條第二項中「第十九條第二項、第二十條の二第二項、第二十條の三第二項及び第二十條の四」を「第二十一條第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第二十五條」に改める。

附則第二十六條中「第二十條の三第二項」を「第二十四條第一項」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四号中「第二十條第三項」を「第二十二條第三項」に改める。

第十八條第二号中「第二十條の五第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

